

「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」等に関する理解を深めるための動画を作成し、公表いたしましたのでお知らせします。

事務連絡  
令和4年6月29日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市保育主管課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
文部科学省初等中等教育局教育課程課

「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」等に関する理解を深めるための動画の公表について

日頃より幼児教育の振興及び小学校教育との接続について、御尽力くださり感謝申し上げます。

本年3月に取りまとめられた「中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会 審議経過報告」においては、今後の目指す方向性の一つとして、「幼保小の架け橋プログラム」の実施が示されました。

また、文部科学省において、本プログラムの実施の参考となるよう、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」（以下「手引き」という。）及び「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）」を本年4月に公表したところです。

文部科学省では、関係者において手引き等を活用しながら「幼保小の架け橋プログラム」を実施いただけるよう、手引き等に関する理解を深めるための動画を作成することとし、この度、第一弾として下記の動画を公表しましたので、お知らせします。

今後も引き続き、手引き等に関する理解を深めるための動画を随時作成し、公表いたしますので、幼児教育と小学校教育の接続に関する自治体における研修、園や小学校内での研修等の機会にこれらの動画を御活用ください。

各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び小学校に対して、各都道府県・指定都市・中核市保育主管課におかれては、所轄の保育所及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村保育主管課に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、本件の周知を図るとともに、必要に応じて、指導、助言又は援助等をお願いします。

## 記

動画の概要：幼保小の架け橋プログラムのねらいや、手引きで示しているプログラムの取組や進め方のイメージについて、その概要を説明するもの。

説明者：淵上 孝 文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育担当）  
大杉 住子 文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

動画の URL（文部科学省 YouTube チャンネル）：<https://youtu.be/FBa0fGj4Y3Q>

（参考）

・幼保小の架け橋プログラムについて（文部科学省ホームページ）

URL：[https://stg.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/1258019\\_00002.htm](https://stg.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm)

以上

### 【本件担当】

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

電 話：03-6734-2376（直通）